

各位

会社名 大和自動車交通株式会社

代表者名 代表取締役社長 大塚 一基

(コード番号:9082 東証第二部)

問合せ先 取締役

加 藤 雄二郎

執行役員経理部長

(TEL 03-6757-7164)

シンジケート・ローン契約及び金銭消費貸借契約の契約変更 (財務制限条項の緩和) について

当社は、締結していた借入契約(シンジケート・ローン契約及び金銭消費貸借契約)について、本日付で以下のとおり契約変更を行いましたので、お知らせいたします。

1. シンジケート・ローン契約

借入人の義務

第 5-1 条第(4)項第(4)号

変更箇所を<u>下線</u>で 表示しております。

○変更前

エージェント及び全貸付人の承諾がない限り、本契約上の義務の履行に重大な 影響を及ぼす、若しくは及ぼす可能性のある、組織変更、合併、会社分割、株 式交換若しくは株式移転、その事業若しくは資産の全部若しくは一部の第三者 への譲渡(セールアンドリースバックのための譲渡を含む。)、資本金の額の減 少又は第三者の事業若しくは資産の全部若しくは一部の譲受のいずれも行わ ないこと。

○変更後

エージェント及び全貸付人の承諾がない限り、本契約上の義務の履行に重大な影響を及ぼす、若しくは及ぼす可能性のある、組織変更、合併、会社分割、株式交換、株式移転若しくは株式交付、その事業若しくは資産の全部若しくは一部の第三者への譲渡(セールアンドリースバックのための譲渡を含む。)、資本金の額の減少又は第三者の事業若しくは資産の全部若しくは一部の譲受のいずれも行わないこと。

○第 5-1 条第(5)項第②号

○変更前

2020年3月期末日及びそれ以降の各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

○変更後

2020 年 3 月期末日及び <u>2021 年 3 月期</u>末日における連結損益計算書に記載される経常損益を 2 回連続して損失としないこと。2022 年 3 月期末日及びそれ

以降の各事業年度末日については、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。なお、明確化のために付言すると、2022年3月期末日においては、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、2021年3月期末日及び2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

2.金銭消費貸借契約

財務制限条項 変更箇所を<u>下線</u>で 表示しております。 ○変更前①

金銭消費貸借契約証書

第 13 条

- 2. 2018 年 3 月期以降の連結決算において、各事業年度末日における損益計算書に記載される経常損益を 2 期連続して損失としないこととします。
- ○変更前②

金銭消費貸借契約証書

第 15 条

2. 2021 年3月期以降の連結決算において、各事業年度末日における損益計算書に記載される経常損益を2期連続して損失としないこととします。

○変更後

変更契約証書

第1条 原契約①第13条(財務制限条項)第2項および原契約②第15条 (財務制限条項)第2項を次のとおりとします。

第2項

第1号

2020年3月期末日および2021年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益を2回連続して損失としないこと。

第2号

2022年3月期末日およびそれ以降の各事業年度末日については、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、各事業年度末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。

第3号

なお、明確化のために付言すると、2022年3月期末日においては、2021年3月期末日および2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される経常損益が2回連続して損失となる場合、2021年3月期末日および2022年3月期末日における連結損益計算書に記載される当期損益を2回連続して損失としないこと。